電子申請・電子納付について

・労働保険の適用徴収関係手続は、電子申請・電子納付（Pay-easy）によっても行うことができます。
・電子申請を利用することにより、都道府県労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口へ出向くことなく、夜間、休日でも手続ができます。
・電子申請であれば、保険関係成立届を提出した際に付与される労働保険番号をご自宅・オフィス等で受け取ることができます。また、労働保険番号の早期振出等の機能強化により、より迅速に労働保険番号を受け取ることができるようになりました。保険関係成立届については電子申請を是非ご利用ください。
・年度更新の手続を電子申請により行った場合は、併せて電子納付をすることが可能です。また、延納（分割納付）の申請をした場合の第２期以降の納付については、年度更新の手続を電子申請により行っていない場合でも、電子納付をすることができます。
・電子納付についてはPay-easy（ペイジー）のホームページ（https://www.pay-easy.jp）をご覧ください。

年度更新（P４参照）の電子申請には便利な「アクセスコード」をご使用ください

○「アクセスコード」とは…

郵送された年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている ８ 桁の英数字が「アクセスコード」です。

○「アクセスコード」を使用すると…

年度更新申告書にあらかじめ印字されている内容（労働保険番号、保険料率等）と同じ項目を電子申請様式に取り込むことができます。これにより、前年度の申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。

電子証明書について

電子証明書とは、インターネットを利用してやりとりするデータについて、データ作成者の本人確認、データの真正性を証明するものです。電子申請を行うにあたっては、「電子証明書」が必要となります。（※）

詳しくは下記ホームページ等にて、労働保険適用徴収関係手続で利用可能な電子証明書を発行している認証局をご確認のうえ、各認証局にお問い合わせください。

※社会保険労務士及び労働保険事務組合がアクセスコードを使用して電子申請による年度更新申告手続を行う場合は、事業主の電子署名を省略することができます。

ＧビズＩＤについて

ＧビズIDとは、1つのID及びパスワードで様々な行政サービスを利用できるシステムであり、ＧビズIDアカウントを利用して電子申請をすることができます。ＧビズIDアカウントを利用する場合、電子証明書の添付を省略することができます（保険関係成立届等一部手続を除く）。ＧビズIDアカウントの作成方法については、ＧビズIDのホームページ（https://gbiz-id.go.jp）をご覧ください。

電子申請などの詳しい内容については、
ｅ－Ｇｏｖ電子申請のホームページ（https://shinsei.e-gov.go.jp）
をご覧ください。
また、電子申請の事前準備や操作方法等については、
「ｅ－Ｇｏｖ利用者サポートデスク」へお問い合わせください。

・電話番号：050-3786-2225（050ビジネスダイヤル）
・受付時間：４・６・７月　平日　午前9時から午後7時まで
土日・祝日　午前9時から午後5時まで
５・８～３月　平日　午前9時から午後5時まで

※土日・祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）は受付を休止いたします。